（救急用具）

第百五十条　航空機は、次の表に掲げるところにより、救急用具を装備しなければこれを航空の用に供してはならない。

	区分	品目	数量	条件
一	（略）	（略） 救急箱	（略） 一（旅客を運送する航空運送事業の用に供する飛行機、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機又はターボジェット発動機を装備する飛行機であつて、百を超える客席数を有するものにあつては、その超える数が百までを増すごとに一を加えた数（その数が六を超える場合には、六）。）	（略）
二	（略）	（略） 救急箱	（略） 一（旅客を運送する航空運送事業の用に供する飛行機、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機又はターボジェット発動機を装備する飛行機であつて、百を超える客席数を有するものにあつては、その超える数が百までを増すごとに一を加えた数（その数が六を超える場合には、六）。）	
三	（略）	（略） 救急箱	（略） 一（旅客を運送する航空運送事業の用に供する飛行機、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機又はターボジェット発動機を装備する飛行機であつて、百を超える客席数を有するものにあつては、その超える数が百までを増すごとに一を加えた数（その数が六を超える場合には、六）。）	

2　旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機（法第四条第一項各号に掲げる者が経営する航空運送事業の用に供するものを除く。）であつて客席数が六十を超えるものには、救急の用に供する医薬品及び医療用具を装備しなければならない。

3・4　（略）

5　航空運送事業の用に供する航空機（客室乗務員を乗り組ませて事業を行うものに限る。）には、感染症の予防に必要な用具を装備しなければならない。

附　則

1・2　（略）

（削る）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第百五十条の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

（救急用具）

第百五十条　航空機は、次の表に掲げるところにより、救急用具を装備しなければこれを航空の用に供してはならない。

	区分	品目	数量	条件
一	（略）	（略） 救急箱	（略） 一	（略）
二	（略）	（略） 救急箱	（略） 一	
三	（略）	（略） 救急箱	（略） 一	

2　航空運送事業の用に供する航空機（法第四条第一項各号に掲げる者が経営する航空運送事業の用に供するものを除く。）であつて客席数が六十を超えるものには、救急の用に供する医薬品及び医療用具を装備しなければならない。

3・4　（略）

（新設）

附　則

1・2　（略）

3　第二百四十条第一項第十二号の規定は、当分の間、成田国際空港については、適用しない。